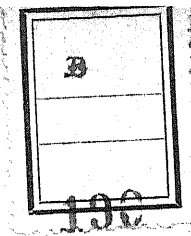




「日韓交渉において国籍問題以外に議題となり得ることを予想される諸案件」に関する問題矣（掌系）
（三六、二二二頁）

「日本に対する朝鮮側の請求権（平和条約四条ウエ）



- イ、公社債、株式その他証券の所有に關する朝鮮人及び朝鮮政府の要求
- ロ、終戦前から朝鮮人及び法的に所有しているものについては請求権は当然に存続する
- ハ、朝鮮人及び朝鮮政府が終戦后米軍の措置又は米韓協定に基づく韓国政府の措置により取得したものについては問題がある

問題矣

- (1) 最終的所有権帰属関係の法的検討（日本への所有権に対する朝鮮の領米軍の *vesting order*）及び米韓協定の法的影響
- (2) 表示通関及び支払地の款
- (3) 株式等再発行の措置と之の関連（在外会社及び閉鎖会社関係）
- (4) 朝鮮銀券及び在韓日銀券
- (5) 東拓発行外債償還負担関係
- (6) 朝鮮における発行公債問題（朝鮮事業公債法）

30



ロ 日本ノ保険会社に対する保険証券上の約款に基く要求

要項 矣

- (1) 生命保険と損害保険との異同
- (2) 戦時中地域的差別待遇をしたかどうか
- (3) 戦入済保険料の決定
- (4) 終戦后朝鮮に付いてとられた措置
- (5) 終戦后日本に付いてとられた措置
- (6) 表示通達及び大松地約款
- (7) 終戦に伴う未払保険料の保険契約に及ぼす影響
- (8) 平和条約議定書（保険系項）との関係

為替管理法（キハ十八号指令）

戦時補償特別税法

金融機関再建整備法

行中保険証券の再発行を自由に認めることとの関連

ハ、日本における銀行勘定に關する朝鮮人の要求

問題矣

(1) 朝鮮人の居住地の問題

α. 朝鮮人が内地に居住している場合

金融緊急措置令關係

金融機関の建設補助關係

用銀機關關係

内地在住日本人と同等の取扱

β. 朝鮮人が朝鮮に居住している場合

為替管理法關係

トランスファーの問題

(2) 勘定の所在する銀行の態様

α. 内地に本店を有する銀行——在韓日本人の財産を分擔置との關係

β. 朝鮮に本店を有する銀行——用銀機關令、在外債權債務の棚上、内地系財産の最終帰属

二、郵便貯金、同振替貯金、同年金及び簡易生命保険に關連する要求

一、郵便貯金同振替貯金と郵便年金、簡易生命保険は資金運用の方法を異にしていた。

問題 矣

(1) 終戦前後における支払の態様
（日本における措置）（朝鮮における措置）

(2) 資金主体等同一人として認められる問題——戸籍法との関係

(3) 資金運用方法の問題——債務額と朝鮮内投資との関係（朝鮮に再投資されている限りその債務は、新政府が承継すべきものと考へられる。）

本、日本政府及び日本人に対する契約放棄を原因とする要求

問題 矣

(1) 契約当事者の問題

一、在韓朝鮮人の在日日本政府又は日本人へ——戦時補償特別税法関係
再建整備法関係に対するもの
在韓朝鮮人の在韓旧日本機關又は旧在韓日本人に対するもの
二、在日朝鮮人の前記日本政府又は日本人に対するもの

(2) 契約の種類の問題
金銭の支払を目的とするもの
其の他のもの

(3) 契約締結の時期の問題——戦前、戦時中、

(4) 履行地及び契約地の問題

(5) 平和条約議定書（契約条項）との関連、準用されるか

へ、日本政府によつてなされた朝鮮人の財産の収用、徴税を牢固とする要求

問題矣

- (1) 適法行為に基づくもの
総動員法、防空法等、土地収用令、金等ヲ買上
- (2) 不法行為に基づくもの
- (3) 未払使用料等ヲ問題トランスファアーヲ問題
- (4) 行為者ヲ問題ト
政府（中央政府及び総督府、之ヲ下部機構）
軍

ト、徴用された労働者の要求

問題矣

- (1) 徴用令、労務費の未払、傷害補償等
国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令
- (2) 兵役法ヲ施行し遺家族補償等

チ、日本政府あるいは日本人によつて使用されたことによつて生じた年金、退職金、手当、その他支給金に対する要求

問題矣

(1) 雇用人の問題 — 政府機関、法人個人 — 在外負債（在外財産の清算との関係）

(2) 未払支給金の種類、額の問題

(3) 日本政府（朝鮮総督府を含む）が負担すべき恩給 — その効力とランスローの問題

リ、朝鮮総督府及びその他機関が終戦時行つた日韓官吏に及びその他使用人に対する給料前払、賞与金、手当その他支給の支払を不当として朝鮮政府の要求

問題矣

(1) 終戦後の措置の事情

(2) 不当支払の限界の問題

(3) 強制退去措置との関係 — 携帶金の制限

又、特許権、版權に關する要求

問題ヲ要與が不明であるが、実施中の特許、使用又は出版等ヲ継続をいうものであるか。

ル、日本軍に参加し従軍中戦死し、あるいは負傷した朝鮮人兵士ヲ家族ヲ要求ヘト参照)

問題点

- (1) 朝鮮人の従軍状況不詳
- (2) 取扱上の差別の有無
- (3) 戦死傷者に対する救済措置
(日本人の場合、朝鮮人の場合)
- (4) 徴用労務者との関連

ヲ、日本政府に対する朝鮮における日本軍の行為に關連する要求、

問題矣

(1) 軍事行動の限界の問題

- a 適法行為に基づくもの 徵発 破壊
- b 不法行為に基づくもの 略奪

ワ 略奪又は破壊されたと称する美術品及び文芸品の弁償要求

問題矣

- (1) 略奪の意味、どの程度までをいうか、
- (2) 美術品、文芸品の範圍の問題

カ、日本から朝鮮に引揚る際携行財産を制限されたことに因する朝鮮人の要求
問題矣

(1) 引揚る人の取扱の実際

(2) 残置財産の額、税関保費分、その他

(3) 婚姻関係に基づく財産処分問題

三 朝鮮に關係ある閉鎖機關及び在外会社の清算金の返還要求
問題矣

(1) 關係閉鎖機關 在外会社の現狀

(2) 清算状況

(3) 清算残余金の帰属に關する法理

二、朝鮮の在日財産に関する要求（条約四条）

イ 旧朝鮮總督府の土地、建物等の返還

朝鮮總督府特別会計の問題

ロ 李王家の財産処分

ハ 朝鮮籍船舶の返還

の船籍の問題 — 「司令部指令」の妥当性問題

（四）船会社本拠の所在地との関係 — インコリア条約の先例

三、朝鮮に対する日本の請求権（四条）

（別途検討）

四、在韓日本財産（条約四条）
条約四条の解釈の向變
在外財産調査

五、海底電線（四條）
折半引渡に關する技術的問題

六、漁業問題（条約三十一條、九條）
朝鮮の主張

七、経済上の最惠國內國民待遇（三十一條、十二條）
終戦前から在留韓人の待遇問題

八、賠償問題及び国内韓國人財産の没収と財産没収
平和条約上の権利云々